

静岡県告示第278号の11

県単独農業農村整備事業費等補助金交付要綱（平成8年静岡県告示第1018号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
別表				別表			
補助の対象			補助率	補助の対象			補助率
事業名	採択基準	経費		事業名	採択基準	経費	
(略)				(略)			
5 (略)	(略)			5 (略)	(略)		
				6 基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業	突発的な事故等により機能が低下又は喪失が生じた基幹農業水利施設（土地改良事業その他の農業生産基盤の整備、農村の生活環境の整備並びに農地等の保全及び管理を行う事業によって造成された農業用排水施設であって、申請者が適正に維持管理するものをいう。以下同じ。）の機能の回復を行い、農作物及び周辺地域への被害等を防止するための事業で、次の(1)及び(2)の要件を満たすもの	市町又は土地改良関係団体等が行う当該事業に要する経費	当該事業に要する経費の50パーセント以内
					(1) 事業の実施により復旧される基幹農業水利施設の受益面積の合計が、		

	<p><u>20ヘクタール以上</u> <u>(過疎地域、振興山村、半島地域、離島地域及び特定農山村地域にあつては、10ヘクタール以上) であること。</u> <u>(2) 復旧に要する事業費が、1か所当たり40万円以上であること。</u></p>
<p>様式第2号 (その1) (略) 事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書) (県単独農業農村整備事業、自然災害防止事業、鳥獣害防止対策事業) (略)</p>	<p>様式第2号 (その1) (略) 事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書) (県単独農業農村整備事業、自然災害防止事業、鳥獣害防止対策事業、<u>基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業</u>) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の県単独農業農村整備事業費等補助金交付要綱 (以下「旧要綱」という。)の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。